

### 付加保険料を納めて 老齢基礎年金の上乗せを

老齢年金額を少しでも多く受け取りたい方のために、付加年金制度があります。

この制度は、毎月の保険料（平成26年度は1万5250円）に付加保険料（400円）を上乗せして納めることで、将来、支払った月数に応じた付加年金を老齢基礎年金に上乗せして受け取る制度です。

○付加年金額 200円×付加保険料支払月数

#### ■制度に加入できる方

○国民年金第1号被保険者

○任意加入被保険者

#### ■加入のときの注意点

○付加保険料は申し込んだ月分からとなります。

○保険料の免除や猶予を受けている方は加入できません。

○国民年金基金に加入している方は加入できません。

○付加年金額は年金額の改定が行われた場合でも改定されません。

#### ■問合せ

○新居浜年金事務所

TEL 0897-135-1362

○市庁舎新館1階  
市民生活課 年金係

TEL 0897-52-1383

○各総合支所市民福祉課

市民保険係（東予）

市民福祉係（丹原・小松）

### 友好都市「保定市」との 草の根交流を支援します

友好都市である保定市（中国河北省）と市民間の交流促進のため、自主的に保定市を友好訪問する団体に補助金を交付します。

#### ■補助金の交付条件

○市民間の友好親善を目的とした訪問で、保定市に2日間以上滞在すること

※営利目的などを除く。

○市内に在住・通勤・通学する中学生以上の5人以上で組織され、市内在住者がその過半数を占めること

○ほかの公的機関から補助を受けられないこと

※一度補助金を受けた方には2年間再交付できません。

#### ■補助金額

団員1人につき3万円、1団体につき30万円を限度に、予算の範囲内で決定

#### ■問合せ

総務課 国際交流係

TEL 0897-52-1206

### 児童扶養手当の現況届を 提出してください

児童扶養手当の認定を受けている方へ、8月初旬に現況届提出に関する案内を送付します。

現況届は、8月以降も引き続いて児童扶養手当受給資格があるかどうかを確認するものです。

現況届を提出しないと8月以降の手当が受けられなくなり、必ず届出期間中に提出してください。

#### ■届出に必要な物

印鑑、証書、世帯全員の住民票の写しなど。

#### ■届出期間

8月1日(金)～29日(金)

※児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書（緑色の用紙）が届いている方は、関係書類を添えて、現況届と一緒に提出してください。

※児童扶養手当は、両親の離婚等により、父または母と生計を別にする児童の保護者、父または母が重度の障害の状態にある児童の保護者（年金受給者・一定以上の所得者を除く）に支給されます。

#### ■届出先

※お住まいの地域で届出先が異なります。

○西条地域の方

市庁舎新館2階 女性児童福祉課 子育て支援係

TEL 0897-52-1370

○東予地域の方

東予総合支所市民福祉課福祉係

○丹原地域の方

丹原総合支所市民福祉課市民福祉係

○小松地域の方

小松総合支所市民福祉課市民福祉係

○小松地域の方

市民福祉係

TEL 0897-52-1370

### 結婚50周年の 金婚式をお祝いします

結婚50周年（金婚）を迎えられるご夫婦を、老人福祉大会（9月26日(金)に丹原文化会館にて開催予定）でお祝いします。該当されるご夫婦は、ぜひ届け出てください。

昭和39年に結婚（婚姻届）をされたご夫婦

担当課、各公民館にある届出書にて、8月22日(金)までに提出してください。

#### ■届出方法

対象

昭和三十九年に結婚（婚姻届）をされたご夫婦

#### ■届出方法

担当課、各公民館にある届出書にて、8月22日(金)までに提出してください。

#### ■問合せ

○市庁舎本館1階高齢介護課 長寿・いきがい対策係

TEL 0897-52-1292

○各総合支所市民福祉課福祉係（東予）

市民福祉係（丹原・小松）

### 終戦当時の引揚者の皆さんへ 通貨、証券などをお返ししています

税関では、お預かりしている通貨、証券などをお返ししています。

返還の申し出は、ご本人だけでなく、ご家族の方でも可能です。心当たりのある方は、上陸地を所轄する税関または、最寄りの税関へお問い合わせください。

■返還している通貨、証券

○終戦後、外地から引揚げてこられた方が、上陸港の税関、海運局に預けられた通貨、証券など

○外地の集結地で、総領事館などに預けられた証券などで、日本に送還されたもの

#### ■問合せ

新居浜税関支署

TEL 0897-132-13405